

青少年対策地区委員会発足60周年記念事業補助金交付要綱

制定 平成28年4月1日区長決定 要綱第124号

改正 平成31年3月29日区長決定 要綱第274号

品川区青少年対策地区委員会連合会（以下「連合会」という。）が、青少年対策地区委員会（以下「地区委員会」という。）の制度発足60周年を記念して、地区委員会の活動の周知および青少年対策地区委員（以下「地区委員」という。）相互の交流の推進を目的として行う事業に対する青少年対策地区委員会発足60周年記念事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、この要綱の定めるところによる。

（目的）

第1条 補助金は、地区委員会の活動の周知および青少年対策地区委員（以下「地区委員」という。）相互の交流の推進を図り、もって連合会および各地区の地区委員会が行う青少年健全育成活動の伸展に寄与することを目的とする。

（対象事業）

第2条 区長は、連合会が地区委員会の制度発足60周年を記念して、第1条の目的を達するために行う事業に要する経費のうち、必要かつ相当と認めたものに補助金を交付する。

（交付額）

第3条 補助金の交付額は、前条に規定する事業に要する経費の一部とし、予算の範囲内で決定する。

（交付予定額の通知）

第4条 区長は、年度当初において、補助金の交付予定額を補助金交付予定額通知書（第1号様式）により連合会に通知する。

（交付申請）

第5条 連合会は、前条の通知を受けたときは、別に定める期日までに、補助金交付申請書（第2号様式）により区長に補助金の交付を申請しなければならない。

（交付決定）

第6条 区長は、前条の申請書を受理した場合においては、これを審査し、相当と認めるときは補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（第3号様式）により連合会に通知する。

2 区長は、交付の決定に必要な条件を付することができる。

（申請の撤回）

第7条 連合会は、前条の交付の決定の内容またはこれに付した条件に異議があるときは、補助金の交付の決定を知った日から起算して14日以内に申請の撤回をすることができる。

2 前項の期間内に申請の撤回をしないときは、交付決定に異議がないものとする。

（請求書の提出）

第8条 連合会は、第6条の補助金交付決定通知書を受けたときは、別に定める期日までに、請求書（第4号様式）により区長に補助金の交付を請求しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第9条 区長は、補助金の交付の決定後に事情の変更が生じた場合において、必要があると認めるときは、補助金の交付の決定の全部もしくは一部を取り消し、またその交付の決定の内容もしくはこれに付した条件を変更することができる。

(変更の承認)

第10条 連合会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、事前に区長の承認を得なければならない。ただし、軽易なものについては、この限りでない。

- (1) 補助対象事業の内容に変更を加えようとするとき。
- (2) 補助対象事業の全部または一部を中止または廃止しようとするとき。

(事故報告)

第11条 連合会は、補助対象事業が予定の期間内に完了せず、またその執行が困難となったときは、速やかに区長に報告し、指示を受けるものとする。

(執行状況報告)

第12条 連合会は、補助対象事業の執行状況について、区長から報告を求められたときは、これに応じなければならない。

(是正命令)

第13条 区長は、連合会の報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、交付の決定の内容またはこれに付した条件に従って執行されていないと認められるときは、これらに従って当該補助金対象事業を遂行すべきことを命ずることができる。

2 区長は、連合会が前項の命令に違反したときは、当該補助対象事業の一時停止を命ずることができる。

(実績報告)

第14条 連合会は、補助対象事業の終了後または会計年度の終了後、速やかに補助対象事業実績報告書（第5号様式）および収支決算書を区長に提出しなければならない。

(補助金額の確定等)

第15条 区長は、前条の規定により実績報告書等を受けた場合には、これを審査し、補助対象事業が補助金の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合するものであると認めるときは、補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（第6号様式）により連合会に通知する。

2 前項の規定による審査の結果、補助金対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助対象事業につきこれに適合させるための処置をとるべきことを命ずることができる。

3 前条の規定は、前項の命令により連合会が必要な処置をした場合について準用する。

(検査等)

第16条 区長が補助職員をして、補助対象事業の執行状況および経理について検査をさせ、または報告を求めたときは、連合会はこれに応じなければならない。

(経理等)

第17条 連合会は、補助金の収入および支出に関する帳簿ならびに事業に関する記録を整理し、経理および事業の状況を常に明確にしておかなければならない。

(決定の取消し)

第18条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき。

(返還)

第19条 区長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、当該補助対象事業の取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。

(違約金)

第20条 連合会は、補助金の交付の全部または一部を取り消され、その返還を命じられたときは、当該補助金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、当該補助金の返還額につき年10.95パーセントの割合で計算した違約金を納付しなければならない。

(委任)

第21条 この要綱の施行について必要な事項は、地域振興部長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第14条から第21条までの規定は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

品川区青少年対策地区委員会連合会
会 長 様

品 川 区 長



補助金交付予定額通知書

青少年対策地区委員会発足60周年記念事業補助金交付要綱に基づき、本年度交付予定額を内示しますので、下記により申請されるよう通知します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 提出期限 年 月 日（ ）
- 3 提出先 地域振興部地域活動課地域支援係
- 4 添付書類 事業計画書
予 算 書

品川区長あて

品川区青少年対策地区委員会連合会

会長



補助金交付申請書

青少年対策地区委員会発足60周年記念事業補助金交付要綱に基づき、下記金額を交付されたく、書類を添えて申請します。

記

- 1 交付申請額 円
- 2 事業目的 地区委員会の活動の周知および各地区地区委員相互の交流の推進
- 3 添付書類 (1) 事業計画書
(2) 品川区青少年対策地区委員会連合会予算書

第3号様式（第6条関係）

番 年 月 日 号

品川区青少年対策地区委員会連合会
会 長 様

品 川 区 長



補助金交付決定通知書

青少年対策地区委員会発足60周年記念事業補助金について、交付額を下記のとおり決定したので通知します。

記

1 交付決定額 円

2 請求書の提出期限 年 月 日 ()

請 求 書

| | | | | | | | | |
|-----|--------|---|---|---|---|---|---|---|
| 金 額 | 千 ¥ | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
|-----|--------|---|---|---|---|---|---|---|

ただし、 年度青少年対策地区委員会発足60周年記念事業補助金として

上記のとおり請求します。

年 月 日

品川区青少年対策地区委員会連合会

会 長



住 所

品 川 区 長 あて

第5号様式（第14条関係）

年 月 日

品川区長 へ

品川区青少年対策地区委員会連合会

会 長



補助対象事業実績報告書

青少年対策地区委員会発足60周年記念事業補助金交付要綱第14条に基づき、補助対象事業の実績について下記のとおり報告します。

記

（添付書類）

1. 補助対象事業実績一覧
2. 品川区青少年対策地区委員会連合会収支決算書

第6号様式（第15条関係）

番
年 月 日

品川区青少年対策地区委員会連合会
会 長 様

品 川 区 長 印

補助金額確定通知書

青少年対策地区委員会発足60周年記念事業補助金交付要綱に基づき、
年 月 日付の補助対象事業実績報告書等について審査し、下記のとおり補助金額を確定したので通知します。

記

| | |
|-------------|---|
| 確定した補助金の額 | 円 |
| 既に交付した補助金の額 | 円 |
| 追加交付額（返還額） | 円 |